

Ⅱ

基本計画

基本目標 1

一人ひとりの健康と安心を支える地域づくり



《推進施策》

1-1 一人ひとりの健康づくりの推進	1-1-1 保健サービスの充実
	1-1-2 市民健康増進運動の推進
1-2 地域医療体制の強化	
1-3 安心な暮らしを支える福祉の充実	1-3-1 子育て支援の充実
	1-3-2 高齢者福祉の充実
	1-3-3 障害者福祉の充実
	1-3-4 母子・父子福祉および低所得者福祉の充実
	1-3-5 社会保障制度の周知・利用促進
1-4 心のかよった地域福祉の推進	

1-1 一人ひとりの健康づくりの推進

1-1-1 保健サービスの充実

現 状 と 課 題

(母子保健)

- 本市では、妊娠・出産・乳幼児期の疾病や事故・児童虐待を未然に防止し早期発見をするため、赤ちゃんがいる世帯の全戸訪問、健康診査と相談・訪問による継続的な母子の健康支援に努めています。しかし、子どもの成長とともに保護者の健康診査への関心が薄れる傾向にあるため、保護者への意識啓発と受診しやすい健康診査の実施が課題となっています。また、母子を取り巻く環境は複雑化しており、健やかに生み・育てられるような体制づくりも課題となっています。
- 近年は、生活環境の乱れや家族形態・地域社会の変化、インターネット・携帯電話の普及など子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、子どもの成長発達の過程において心身の発達に問題が起こることがあり、心と身体に関する正しい知識を身につけていくことがとても大切になります。本市では各小中学校で児童・生徒や保護者に対して歯の健康・飲酒・喫煙防止・命の大切さ・思春期の心と体の変化等の健康教育を実施しています。今後も学校や家庭と協力して、子どもの心身の健康を守り、健やかな成長を支援していくことが必要となります。
- 自閉症などの発達障害*に関しては、早期発見・早期支援が特に重要になります。そのため、本市では、個別相談や集団・幼稚園・保育所（園）への巡回相談、指導などを実施しています。今後、保護者や幼稚園・保育所（園）へ発達障害に関する正しい知識を普及し、支援の必要性の理解を得て市と保護者や周囲が協力し発達障害の子どもを早期に支援する体制の充実が必要となります。

(成人保健)

- 高齢者の医療の確保に関する法律が制定されたことに伴い、平成19年度に「特定健康診査等実施計画」を策定し、翌平成20年度から内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を対象とした特定健康診査・特定保健指導がスタートしました。しかし、働き盛りの世代への健診受診率目標値65%、保健指導実施率は国の目標値45%の達成が困難な状況にあります。今後、対象者の把握や受診拡大への方策を講じることが課題となっています。
- 本市では、男女とも急性心筋梗塞の死亡率が高く健診では、男性の肥満に加え男女とも糖代謝異常が認められる方が多く、今後も肥満、糖尿病予防への取組みが課題となっています。

*発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの。

（予防接種と感染症予防の啓発）

- 本市では、乳幼児期から高齢者まで、重大な疾病を未然に防ぐために、国の定める予防接種を実施しています。しかし啓発普及、受診勧奨を実施しても接種率が上がらない現状があり、一層の啓発および接種勧奨が必要となります。感染症については、2009年の新型インフルエンザの流行のように、集団的に発生する感染症の予防のために日頃から予防啓発（うがい、手洗いの励行）が必要となります。

基本方針

子どもから高齢者まで、年代に適した疾病予防を指導・支援するとともに、疾病の早期治療につながるよう、きめ細かい保健サービスを実施します。

施策体系



事業内容

1) 母子保健の充実

すべての母親と乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、成長段階に応じた母子保健事業の充実を図ります。

2) 思春期保健の充実

思春期の心と身体に関する正しい知識を身につけた上で自分自身を大切にするよう、指導・相談体制の充実を図ります。

3) 発達障害等への支援

発達障害などに関する正しい知識の普及に努めるとともに、子どもの発育・発達を早期から支援するための個別相談と指導体制の充実を図ります。

4) 健康の自己管理への支援

壮年期からの生活習慣予防に向けて、日常生活における健康管理を支援する健康診査などの受診率向上と検診後の事後指導の充実を図ります。

5) 予防接種の実施

対象者すべてが適切な時期に予防接種を受けるよう、疾病予防の大切さへの理解をさらに深めるとともに、実施体制の充実を図ります。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇母子保健の充実		
乳幼児健康診査 (乳児健康診査、1歳6カ月児、 2歳児歯科、3歳児健診)	3～4ヶ月児、1歳6カ月児、2歳児、3歳児を対象に、問診、身体測定、内科健診、発育・発達・栄養相談を実施する（1歳半、3歳児は歯科健診も含む）（2歳児健診は内科健診を除く）	健康増進課
妊婦・乳児委託健康診査	委託医療機関に受診票を提出し、健康診査を受診する	健康増進課
乳幼児訪問指導	乳幼児訪問指導で育児上問題のある乳幼児及び未受診者・乳幼児に対して訪問指導を実施する	健康増進課
赤ちゃん訪問	生後4ヶ月までの赤ちゃんを全戸訪問して指導を実施する	健康増進課
乳幼児の事故防止	乳幼児を対象に、事故防止・救急時の対応などの講座を実施する	健康増進課
◇思春期保健の充実		
健康教育	思春期の心と身体についての相談・指導を実施する	健康増進課
◇発達障害等への支援		
さくらんぼ教室	発育・発達の相談・指導や親子遊びによる親子集団指導、心理相談員による個別相談・指導を実施する	健康増進課
ポータージ（発達遅滞乳幼児のための早期教育プログラム）	指導員による個別相談・指導を実施する	健康増進課
巡回相談	保育所（園）及び幼稚園において、保育士や幼稚園教諭に集団の中での支援について助言する	健康増進課
◇健康の自己管理への支援		
基本健康診査	生活習慣病の発症を予防するため、生活習慣の見直しを目的とした健康診査を実施します。肝炎ウイルス検査を実施し、重症化防止に努める	健康増進課 保険年金課

事業名	計画概要	担当部署
がん検診事業	各種がん検診の受診率向上を図りがんの早期発見に努める。また要精密検査と判定された方の追跡調査を行い受診勧奨する。女性特有のがん検診に於いては、医療機関健診など受診の機会を増やし受診率向上に努める	健康増進課
歯周疾患検診	生活習慣病に大きな影響を及ぼす歯周疾患の予防教室を行い、6424（64歳で残存歯24本）をめざす	健康増進課
骨粗鬆症検診	障害や介護を予防し自立した生活を送れるようスクリーニング検査と予防教育を実施する	健康増進課
脳ドック健診	脳ドックに係る費用の一部を助成する（対象要件あり）	保険年金課
健診後のフォローアップ	個別・グループワークなどの手法を用い、健診結果を生活習慣改善（栄養・運動・飲酒・喫煙）に反映できるよう支援する	健康増進課
精神保健事業	本人または家族等の相談を通し、関係機関と連携を取りながら地域での生活を支援する	健康増進課
社会復帰促進事業	精神障害者に対しフリークラブやデイケアなど、集団活動の場を提供し社会生活への適応を広げ社会復帰を支援する	健康増進課
機能回復訓練	脳卒中や事故の後遺症で障害があっても、自立した日常生活を地域で送れるよう作業訓練や理学訓練によって、身体機能の回復を支援する	健康増進課
訪問指導	こころやからだに潜在化した問題を抱えている方や解決方法に悩んでいる方に、訪問活動を通し環境の調整やセルフケア能力の向上に努める	健康増進課
栄養相談	食事療法等の相談により食生活の改善を支援する	健康増進課
◇予防接種の実施		
急性灰白髄炎（ポリオ）	銚田保健センターにおいて、集団接種を実施する	健康増進課
BCG・三種混合、日本脳炎、麻しん・風しん混合ワクチン・二種混合	医療機関に委託して実施する（麻しん風しん混合の経過措置については、平成24年度実施後廃止とする）	健康増進課
子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌・小児インフルエンザ	医療機関に委託して実施する（平成23年度より実施）	健康増進課
インフルエンザ（高齢者対象）	医療機関に委託して実施する	健康増進課

主な事業目標

*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
乳幼児健康診査受診率（乳児、1歳半、3歳児）	90%	95%
乳幼児健康診査受診率（2歳児）	82%	85%
妊婦・乳児委託健康診査受診率（乳児）	68.5%	70%
妊婦・乳児委託健康診査受診率（妊婦）	80%	85%
乳幼児の事故防止講座（実施回数）	1回・年	2回・年
健康教育（実施回数）	21回・年	24回・年
さくらんぼ教室（実施回数）	32回・年	32回・年
ポータージ（実施回数）	14回・年	14回・年
巡回相談（実施回数）	10回・年	13回・年
基本健康診査受診率	35.9%	65%
がん検診受診率	30%	50%
脳ドック健診	190人	250人
急性灰白髄炎（ポリオ）平均接種率	75%	80%
BCG・三種混合、日本脳炎、麻しん・風しん混合ワクチン・二種混合平均接種率	75%	80%
子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌・小児インフルエンザ平均接種率	85%	90%
インフルエンザ（高齢者対象）接種率	63%	65%

主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市健康増進計画	平成25年度～平成29年度
銚田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度
銚田市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）	平成22年度～平成26年度
銚田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
銚田市障がい者基本計画・障がい福祉計画	平成24年度～平成28年度
特定健康診査等実施計画書	平成25年度～平成29年度

市民との役割分担
(市民にお願いしたいこと)

- * 健康診査の積極的な受診
- * 生活習慣を見直し、望ましい生活習慣の習得
- * 予防接種の積極的な接種

1-1-2 市民健康増進運動の推進

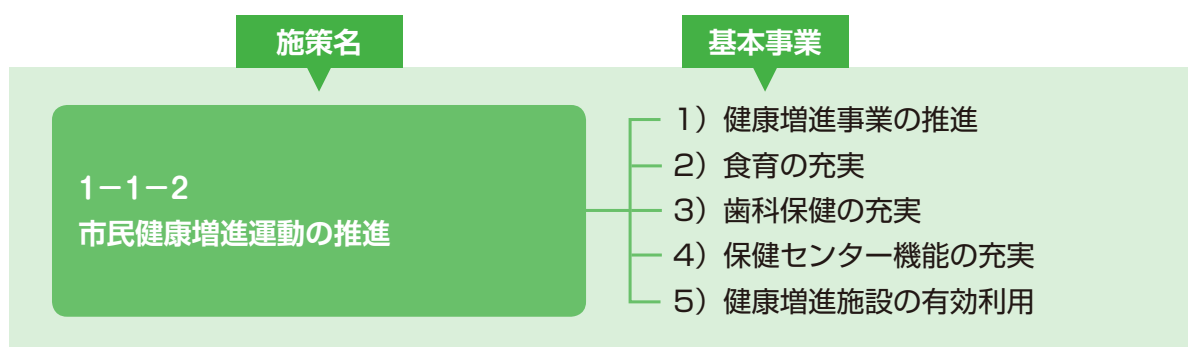
現 状 と 課 題

- 少子高齢化が進む中、心疾患や脳血管疾患等の生活習慣病の増加と要介護高齢者の増加、医療費の増大などが社会問題となっています。国では、こうした状況を踏まえ、第三次国民健康づくり運動として「健康日本21」の取組を進めてきました。健康日本21では、病気の発症を予防する一次予防に重点をおいた対策として、具体的な取組みの方向性を9つの分野（①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康づくり、④たばこ、⑤アルコール、⑥歯の健康、⑦糖尿病、⑧循環器病、⑨がん）に定めています。また、平成15年5月には「健康増進法」が施行され、健康日本21の地方計画として、都道府県健康増進計画の策定義務と、市町村健康増進計画の自主的な策定が位置づけられました。これにより、茨城県においても「健康いばらき21プラン（改定により平成20年度～24年度）」を策定し、すべての県民の健康と長寿の達成に向けた事業が展開されています。本市においても、がん・心疾患・脳血管疾患の三大生活習慣病が死亡原因の6割以上を占めており、また、基礎疾患となる糖尿病や肥満は年々増加してきています。これに対して、本市では生活習慣病をはじめ、疾病の予防と早期発見に向けて、対象となる市民に健康診査や保健指導、各種がん検診などを実施しています。今後は、特に壮年期（40～64歳）からの継続的な健康管理への支援が重要となります。これらの課題を解決するうえでは、家庭や地域、学校、職場、関係機関・団体、行政の連携強化がより重要となっており、これらの指針となる「健康増進計画」策定の必要性が高まっています。
- 乳幼児・学童期や成人の健診結果から、県平均を上回る肥満の増加傾向が明らかとなっています。また、糖尿病や循環器疾患による医療費の占める割合は大きく、食生活の改善は喫緊の課題となっています。生涯に渡り効率的に食生活の改善を推進するために、食育計画の策定が求められています。
- 長引く不況による倒産やリストラ、ますます複雑化する社会とその一方で希薄化している人間関係などを背景に自殺者が増加傾向にあります。多くの自殺は、倒産や失業、多重債務や長時間労働、介護疲れやいじめなど、様々な要因が複雑に関係して、「心理的に追い込まれた末の死」と言われています。この数を少しでも減らしていくため地域全体で取組の強化が求められています。
- 鹿島灘海浜公園においては、園内整備の進捗、各種イベントの開催等により、年々、来園者も増加し、市内外の利用者の健康づくりの拠点として重要な施設となっており、今後、より一層の機能の構築、利用促進事業の展開が求められます。また、ほっとパーク銚田及びとっぷ・さんて大洋においても、施設を利活用した各種健康増進事業の充実が求められているとともに、設備の老朽化により計画的な修繕が必要となっています。

基本方針

各年代に適した健康づくりを啓発・支援する。特に、壮年期からの継続的な健康管理への支援を重点的に実施します。

施策体系



事業内容

1) 健康増進事業の推進

「鋒田市健康増進計画」を策定する中で基本目標を設定し、地域や関係機関・団体、行政の連携強化の下に、市民一人ひとりの健康管理に資するよう支援します。

2) 食育の充実

食のアンケート調査を実施し問題点を明らかにするとともに、幼稚園・小中学校と連携し食育を系統的に行い子どもから大人へ、大人から子どもへの相互作用による相乗効果を図ります。

3) 歯科保健の充実

平成23年に制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に従い市民が生涯にわたり日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組みが行えるよう関係者の協力を得て歯科口腔保健を推進します。

4) 保健センター機能の充実

保健センターが市民の健康増進を支える拠点として機能するよう、施設の維持・整備と運営体制の充実を図ります。

5) 健康増進施設の有効利用

健康づくりの拠点として十分にその機能が果たせるよう、市民への利用促進事業の展開とともに、健康増進機能の充実と施設の有効利用を図ります。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇健康増進事業の推進		
健康増進計画策定	「銚田市健康増進計画」を策定（平成23年度～24年度）し、健康づくりを効率的に推進する。目標を設定し、その達成状況を随時評価し事業の取り組みに反映する	健康増進課
健康教室の推進	①一人ひとりの健康づくりに対する意志や意欲を高めるための普及啓発活動を推進し、主体的な健康づくりを支援する ②公共施設内の禁煙及び分煙化をさらに推進する ③運動の習慣化を目指した教室、女性の健康づくり教室、生活習慣改善教室等を開催する	健康増進課
地域栄養改善事業	①食生活に関する健康課題を分析し、若い世代からの生活習慣病予防のための適正な栄養・食生活の実践を支援する ②栄養に関する知識の普及啓発とともに、郷土料理の継承・地場産品を活用した料理の普及、地域の特性に沿った食事の啓発を地区組織と共働して住民に対し推進する	健康増進課
精神保健事業	心の健康フォーラムや自殺予防対策事業を通して「心の健康」に関心を持ち自分や人との繋がりを大切に思える地域づくりに努める。また、自殺率を県平均値まで下げることが当面の目標とする	健康増進課
◇食育の充実		
食育指導	保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校において、食の大切さの指導を実施する	健康増進課
◇歯科保健の充実		
歯科指導	保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校において、また成人に対して、むし歯や歯周病予防の啓発を行う	健康増進課
◇保健センター機能の充実		
センターの利活用	保健センターの適正な運営を図る	健康増進課
センター機能の維持	老朽化に伴う補修・修繕を計画的に実施する	健康増進課

事業名	計画概要	担当部署
◇健康増進施設の有効利用		
鹿島灘海浜公園地域活性化拠点事業	①ウォーキングコースの整備、健康セミナーの実施、イベントの開催、施設PR活動など、健康増進のために施設の利用を促進する ②市民が自主的に健康づくりの場として活用できるよう整備を進める	健康増進課
施設管理運営事業	ほっとパーク鉾田、とっぴ・さんて大洋の管理について、指定管理者による効果的な管理運営を行うとともに、年次修繕計画をたて、施設や設備の老朽化に伴う修繕工事を実施する	健康増進課

主な事業目標

*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
健康教育延べ参加者数	3,600人	3,800人
健康教室の満足度	60%	70%
地域栄養改善事業（活動地区数）	55地区	65地区
食育指導（実施回数）	10回・年	15回・年
歯科指導（実施回数）	20回・年	25回・年

主な関連計画

計画名	計画期間
鉾田市健康増進計画	平成25年度～平成29年度
鉾田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度
鉾田市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）	平成22年度～平成26年度
鉾田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
鉾田市障がい者基本計画・障がい福祉計画	平成24年度～平成28年度

市民との役割分担 （市民にお願いしたいこと）

* 各種教室、地区活動への積極的な参加

1-2 地域医療体制の強化

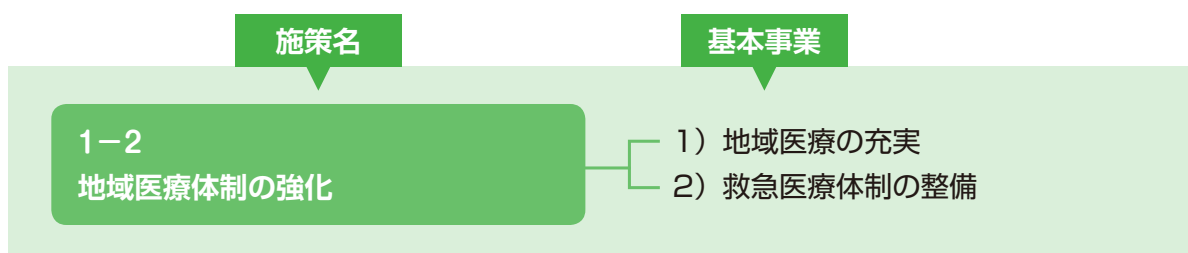
現 状 と 課 題

- 現在の少子高齢社会においては、医療に対する市民のニーズも多様化・高度化してきています。
- 市内には平成23年4月現在、病院3か所、診療所15か所、歯科診療所20か所があり、身近な医療機関として、日頃から健康管理などについて相談できる施設として重要な役割を担っています。今後も、地元医師会と消防機関の協力により実施している休日診療当番医制の充実とともに、初期救急医療体制の強化に一層取り組む必要があります。
- 休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対応するため、救急医療二次病院との一層の連携強化など、広域的・体系的な救急医療体制の整備を図る必要があります。さらに、人工透析や精神科など診療科目の設置も大きな課題となっています。
- 急激に少子化が進行する中で、次代を担う子どもの健康を守るため、市内に小児救急医療体制を確立するなど小児医療の充実が課題となっています。

基 本 方 針

少子高齢社会を踏まえた地域医療の充実と救急医療体制の強化を図ります。

施 策 体 系



事業内容

1) 地域医療の充実

一般の診療・治療に加えて、健康管理や疾病予防も含めた包括的な地域医療を展開するため、「かかりつけ医」の普及と医療情報の提供を一層進めます。また、医師会との連携の下に診療科目の充実に努めます。

2) 救急医療体制の整備

各医療機関、医師会及び消防機関との連携・協力体制を強化し、初期小児救急医療体制の構築とともに、初期及び第二次救急医療体制の充実に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇地域医療の充実		
「かかりつけ医」の普及・定着	病院と診療所がそれぞれに期待される役割を十分に発揮し、患者の症状にあった最適な医療が提供されるよう、身近なところで診療や健康相談が受けられる「かかりつけ医」の普及に努める	健康増進課
医療情報の提供	休日当番予定等、広報やインターネットなどにより市民への適切な医療情報を提供する	健康増進課
◇救急医療体制の整備		
初期救急医療体制の強化 (救急医療在宅当番医制)	各医療機関、医師会および消防機関との連携・協力を図り、地域医療体制の整備充実に努める	健康増進課
初期小児救急医療体制の構築	市内の小児科医や関係機関との連携・協力を図り、小児救急体制の確立に努める	健康増進課
地域医療ネットワークの充実 (第二次救急医療体制)	輪番制における協力医療機関と連携し、充実した医療の提供に努める	健康増進課

市民との役割分担
(市民にお願いしたいこと)

- * 身近な医療機関を「かかりつけ医」として積極的に利用
- * 健診で指摘された内容を踏まえての早期受診

1-3 安心な暮らしを支える福祉の充実

1-3-1 子育て支援の充実

現状と課題

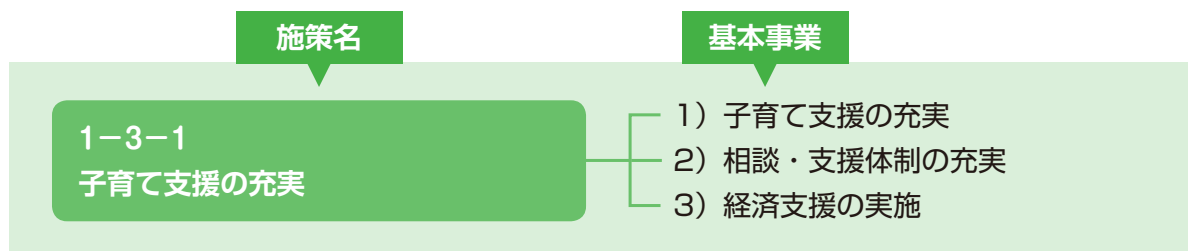
(子育て支援)

- 本市の出生率は、若干県の数値を上回っているが、今後も少子化が引き続き進行すると予測されています。また、核家族化や女性の社会進出が一層進むことも予想されることから、子どもの健やかな成長を支える環境の形成が、本市の重要な課題となります。
- 市内には平成23年4月現在、認可保育所（園）が9施設（公立2、私立7）あり、市民に保育サービスを提供しています。また、保育所（園）の持つ機能を活用して、子育て相談や仲間づくりにつながる地域子育て支援センターを6施設（公立1、私立5）、小学校低学年を放課後に預かる学童保育を5施設（公立1、私立4）で、それぞれ実施しています。
- 近年は、両親の多様な就労形態の影響から保育ニーズも多様化しており、地域子育て支援センター機能の拡充、学童保育の市内全域実施および保育サービスの質の向上などが課題となります。また、保育所（園）による子育て支援だけでなく、地域住民が子育てを支援する活動の活性化も課題となっています。
- 近年、保育所（園）入所（園）の要件を満たしながら入所（園）の出来ない、いわゆる「待機児童」の解消が社会問題として取りざたされています。本市では、市内保育所（園）の計画的な定員配置により、平成22年度については待機児童はおりませんでしたが、今後も出生数の推移等を見守りつつ待機児童の抑止に努める必要があります。
- 核家族化や女性の社会進出などを要因に、家庭や地域社会での子育て機能が低下しており、全国的に児童相談の件数が増加しています。このうち、児童虐待に関する相談も増えています。こうした全国的な状況を踏まえて、本市では「要保護児童対策地域協議会」を中心に児童虐待を未然に防止する取り組みを行っております。
- 子どもを養育している親に対して経済的な支援を行う必要があります。

基本方針

子どもの健やかな成長を支える環境の向上を目指して、地域で支えあう子育て支援の充実とともに、児童虐待を防止する体制の強化を図ります。

施策体系



事業内容

1) 子育て支援の充実

地域社会における子育て支援の充実に向けて、保育所（園）・学童保育・子育て支援拠点事業の充実を図るとともに、市民の協力による子育てサポート事業を発展させファミリー・サポート・センター事業へと展開します。また、少子化の進行、育児サービスの多様化に伴う幼稚園と保育所（園）の抱える問題を解決するため幼保一体化についても検討します。

2) 相談・支援体制の充実

保護者の精神的な負担軽減とともに児童虐待を未然に防止するため、関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。

3) 経済支援の実施

子育て家庭の経済的な負担軽減に向けて、国・県と連携した支援事業を引き続き実施します。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇子育て支援の充実		
保育所事業	児童を心身ともに健やかに育成するため、児童福祉法に基づく保育所（園）に対して保育費の一部を負担するとともに、保育活動や各種保育事業などに対して助成する 延長保育、一時保育についても充実を図る	子ども家庭課
保育所事業（学童保育）	就学前から小学校低学年の子どもを保育所（園）などで養育する	子ども家庭課

事業名	計画概要	担当部署
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安などについての相談・指導や、子育てサークルなどへの支援により子育て家庭に対する育児支援を行う	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	既存の子育てサポーター事業を、より規模の大きなファミリーサポートセンター事業として展開する	子ども家庭課
次世代育成支援対策施設整備事業	認定保育所（園）の定員増および老朽化に伴う増改築などに対する支援を行い、良好な保育環境の整備に努める	子ども家庭課
幼保一体化の検討	待機児童の解消に向け、幼保一体化も含め検討する	子ども家庭課
◇相談・支援の充実		
家庭児童相談室	家庭児童相談室に家庭相談員、保健師を配置することにより機能の充実を図り、育児不安・障害児・児童虐待などの相談・支援を行う	子ども家庭課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待児童またはその家庭へ支援を行う	子ども家庭課
◇経済支援の実施		
子ども手当事業	中学校修了前の児童を養育している親に対して、手当を支給する	子ども家庭課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
ファミリー・サポート・センター事業（登録会員数）	100人	150人

主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）	平成22年度～平成26年度
銚田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度

市民との役割分担 （市民にお願いしたいこと）

* 地域での子育て支援への協力

1-3-2 高齢者福祉の充実

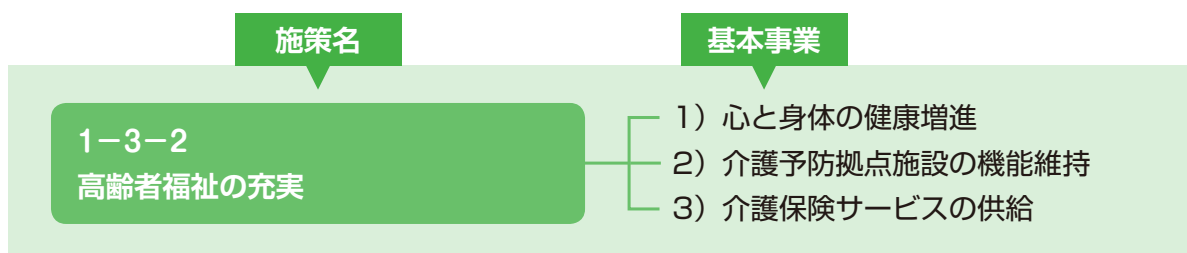
現 状 と 課 題

- 平成22年の高齢化率（65歳以上人口割合）は、国23.0%、県22.5%となり、高齢社会は着実に進行しています。一方、本市の高齢化率は国・県を上回る26.1%となっており、今後も高齢化の一層の進行が予測されます。また、高齢者の増加に伴い要援護高齢者の増加も懸念されることから、長期的な展望に立った高齢者福祉施策の展開が重要な課題となっています。
- 本市では、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係機関が連携して介護予防、認知症高齢者対策、地域ケアの充実、介護サービスの質の向上に取り組んでいます。これからは、高齢者自身のより一層身近なところで、地域包括ケア（地域における介護・医療・福祉の一体的に提供されるシステム）の推進が必要となります。
- これからの高齢社会では、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと元気で暮らしていくことができるよう「生きがいづくり」と「介護予防」が重要な取り組みになります。中でも、これまで健康づくり財団の施設、保健センター、公民館や集落センター、介護予防拠点施設など市内全域で実施してきた介護予防事業を、さらに充実していくことが必要となります。
- 今後も在宅・施設サービス、地域密着型サービス、地域支援事業といった介護保険事業の着実な実施とともに、高齢福祉に係る事業の持続的な運営が求められます。
- 特別養護老人ホーム等の施設整備については、日常生活圏域ごとの基盤整備の状況を踏まえ、地域密着型小規模施設の整備など、多様な手法を検討し、計画的な整備・誘導が必要となります。

基 本 方 針

高齢社会における高齢者の自立を支援するために、介護予防や介護予防拠点施設の充実とともに、介護保険制度の適切な運営を図ります。

施 策 体 系



事業内容

1) 心と身体健康増進

高齢になっても元気に暮らしていくため、高齢者クラブ、シルバー人材センターなど生きがいづくりに取り組むとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防に関する啓発や事業等の取り組みを市内全域に推進します。

2) 介護予防拠点施設の機能維持

介護予防拠点施設としての機能を維持するため、「老人福祉センターともえ荘」と「いきいきプラザ幸遊館」の耐震化等も含め、適切な管理運営を継続します。

3) 介護保険サービスの供給

要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの充実を図ります。また、地域包括支援センターを中心に、介護予防を主とした地域支援事業を計画的に実施します。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇地域医療の充実		
高齢者クラブ活動事業	単位高齢者クラブ及び連合会へ助成を行うとともに、「高齢者いきいきスポーツ大会」を市社会福祉協議会と共催により実施する	社会福祉課
老人福祉事業 (シルバー人材センター)	勤労の機会を提供し、高齢者が社会参加しやすい環境づくりに寄与する	社会福祉課
介護予防事業	高齢者の健康づくり・介護予防に視点を置いた教室、軽運動など、介護予防事業を市内全域で実施する	介護保険課
高齢者福祉計画策定	介護保険事業計画との整合を図り、現行計画の改定を行う	社会福祉課
地域ケアシステム事業	地域による見守り体制を整備し、問題の早期発見に努める	社会福祉課
◇介護予防拠点施設の機能維持		
老人福祉施設事業 (施設の利活用)	介護予防拠点施設（老人福祉センターともえ荘、いきいきプラザ幸遊館）としての機能を兼ね備えた施設として、利用者が生きがいと健康増進を図る施設運営を行う	社会福祉課

事業名	計画概要	担当部署
◇介護保険サービスの供給		
介護保険事業	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅サービス・施設サービス、地域密着型サービスの充実を図る	介護保険課
地域支援事業	地域包括支援センターを中心に、高齢者の総合相談、権利擁護、要支援者対象の予防給付、要介護状態になる恐れのある高齢者を対象とした包括的・継続的ケアマネジメントを行う	介護保険課
介護保険事業計画策定	高齢者福祉計画との整合を図り、地域包括ケアシステムを進めるなど、現行計画の改定を行う	介護保険課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3か所	5か所

主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
銚田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

- * できるだけ要介護状態にならないための介護予防に心がける
- * 高齢者の状態に応じた、介護サービスや医療サービスを利用する
- * 市民ボランティア活動、近隣市民同士の助け合いといった地域活動への参加
- * 地域の要援護者（見守り対象者）を温かい目で見守る

1-3-3 障害者福祉の充実

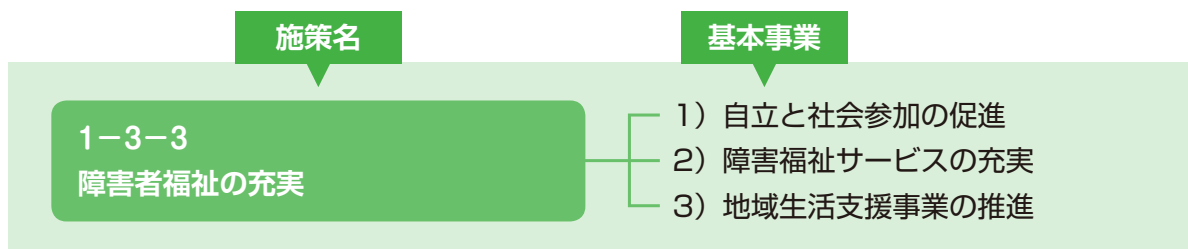
現 状 と 課 題

- 平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、本市では同法に基づき、障害者サービスの地域格差の解消や障害の種類によらない共通のサービスの提供等に努めてまいりました。また、障害に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期銚田市障がい者基本計画及び銚田市障がい福祉計画」を平成23年度に策定しています。
- 平成23年4月1日現在、本市の手帳交付者は、2,120人（身体障害者手帳1,604人、療育手帳329人、精神障害者保健福祉手帳187人）となっております。
- これまで本市では、地域ケアシステムなどにより在宅障害者の生活実態を把握し、医療・保健・福祉の各種サービスが適切に提供できるよう、市民と行政が一体となった組織づくりを推進する必要があります。
- 日常生活用具の給付、補装具の支給、相談支援介護給付など、自立に対する支援をはじめ、地域活動支援センター「のぞみ」を整備し、社会参加のための支援を行う必要があります。
- 本市では、サービスを提供する事業所が少ないため、事業所の拡充を図るとともに、今後、国では制度改革などを検討しているので、国の動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な制度運営が求められます。

基 本 方 針

市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進する。

施 策 体 系



事業内容

1) 自立と社会参加の促進

障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センター等の充実を図ります。

2) 障害福祉サービスの充実

障害者自立支援法に基づき、適切なサービスが提供できるよう体制の充実を図ります。

3) 地域生活支援事業の推進

日常生活用具給付事業等の給付の充実を図るとともに、相談支援体制の強化に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇自立と社会参加の促進		
地域活動支援センター事業	障害者等が通所し、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を享受できるよう、地域活動支援センターに委託し実施する	社会福祉課
◇障害福祉サービスの充実		
障害福祉サービス事業	障害者等を対象に障害の程度、所得等に応じ、介護給付、訓練等給付のサービス利用費を給付する	社会福祉課
障がい福祉計画策定事業	平成24年度から平成26年度を計画期間とし、第2期銚田市障がい者基本計画及び第3期銚田市障がい者福祉計画を策定する	社会福祉課
◇地域生活支援事業の推進		
地域活動支援事業	障害者等を対象に、日常生活用具購入、移動支援、日中一時支援等にかかる費用を助成するとともに、相談支援を充実する	社会福祉課

主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市障がい者基本計画・障がい福祉計画	平成24年度～平成26年度
銚田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度

市民との役割分担
(市民にお願いしたいこと)

* 交流活動への参加

1-3-4 母子・父子福祉および低所得者福祉の充実

現 状 と 課 題

（母子生活支援事業）

- 母子自立支援員の業務は、母子家庭、父子家庭、寡婦の心配事等の相談業務、児童扶養手当申請者からの聞き取り調査等を実施しています。平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、相談件数は年々増加傾向にあります。主な相談内容としては、離婚に関すること、子どもの養育費に関することなど多岐に及んでいます。

（児童扶養手当事業）

- 児童扶養手当の受給件数は、平成23年7月時点で471件、その内父子家庭の支給件数は60件です。

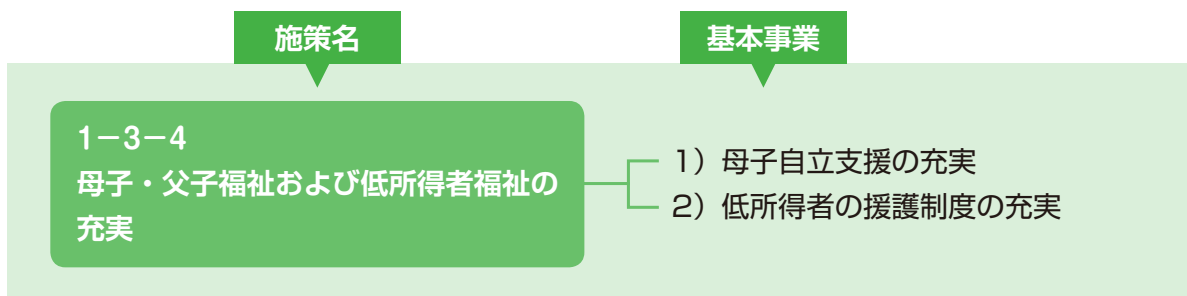
（低所得者福祉）

- 本市の生活保護は、平成23年3月末で被保護世帯数は282世帯、被保護者数は327人となっており、前年同期と比較して保護世帯数は9.3ポイント、被保護者数は5.8ポイント増加しています。本市の保護動向として、傷病、障害、高齢を理由として保護の申請に至るケースが多い中、昨今では低所得者（無年金・低給付水準年金）及び雇用情勢の悪化に伴い若年層の相談申請も顕著になっています。
- 被保護世帯に対しては国の制度に基づく公的扶助を支給しており、今後も自立の助長に向けて就労支援などの相談体制を充実していくことが課題となっています。
- 低所得者に対する相談・支援については、民生委員・児童委員による相談体制の充実と社会福祉協議会による貸付制度の拡充が必要となっています。

基 本 方 針

ひとり親家庭、低所得者世帯における生活の安定と自立の支援を図るため、支援サービスの充実に努めます。

施 策 体 系



事業内容

1) 母子自立支援の充実

母子家庭の自立に向けて、相談・支援体制の充実と県と連携した支援事業を引き続き実施します。

2) 低所得者の援護制度の充実

低所得者への相談体制の充実と各種貸付制度の周知に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇母子自立支援の充実		
母子生活支援事業	母子自立支援員を配置し、母子・父子・寡婦の悩みごとや心配ごとなどの相談業務を行う	子ども家庭課
児童扶養手当事業	児童を監護しているひとり親家庭の父・母、又は両親に代わってその児童を養育している方に対し、手当を支給する（所得制限有り）	子ども家庭課
◇低所得者の援護制度の充実		
生活保護事業	被保護者の自立助長を図る	社会福祉課
低所得者事業	低所得者への相談体制を充実させ、的確な支援を行う	社会福祉課

主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度
銚田市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）	平成22年度～平成26年度

市民との役割分担
(市民にお願いしたいこと)

* 地域活動などへの参加

1-3-5 社会保障制度の周知・利用促進

現状と課題

（国民健康保険）

- 本市の平成23年3月末現在の国民健康保険被保険者は、25,005人（11,725世帯）前年度比-2.1%で減少傾向にある一方、平成22年度医療費は5,503,159千円で前年度比0.2%増加しています。本市では、増加する医療費の抑制を図るため、市民が健康に対する自己管理意識と健康増進を促すことを目的にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）等生活習慣病の予防に着眼した特定健康診査・特定保健指導の実施と、保健事業の一環として脳ドック健診費用の一部助成を行っています。
- 国保財政は、国民健康保険税収入が、低迷している経済情勢を反映し低所得者の増加などにより伸び悩んでおり、また、被保険者数が減少している反面医療費は伸びていることから、非常に厳しい状況です。このため、特定健康診査の受診率を向上させ、対象者に特定保健指導への積極的な参加を促し、生活習慣病を予防することにより、医療費の適正化を図るなど財政基盤の強化をし、被保険者が適切な質の高い医療を受けられるよう、事業運営の効率化や環境整備が求められています。

（高齢者医療制度）

- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、運営主体を茨城県後期高齢者医療広域連合が行っており、本市では連携を図りながら各種申請の受付等窓口業務を行っているところです。現在、高齢者医療制度の見直しが行われており、現行制度の廃止、新たな制度の創設などが検討されています。新制度への移行により事務・事業など混乱を招かぬよう事前の周知に努める必要が生じます。

（国民年金制度）

- 国民年金は、老後の生活設計の基盤や障害を負われた後の生活の支えとして大きな役割を果たしていますが、年金制度に対する不安や無関心による若年層での国民年金保険料の未納者が多く見受けられています。無年金者、低年金者をださないために、広報等を通じて年金制度の重要性を周知するとともに、各種相談による窓口対応の充実などが必要となります。

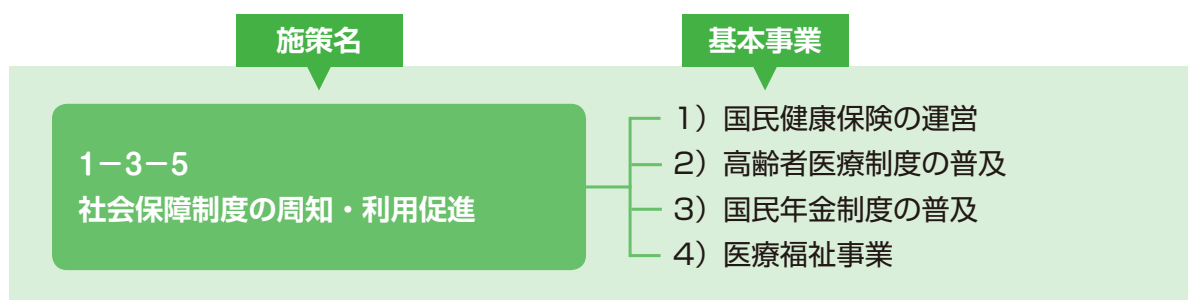
（医療福祉事業）

- 医療福祉費支給制度は、県の定める小児（0歳から9歳まで）、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障害者を対象に医療費の負担軽減を図る施策であり、平成23年7月には、市単独事業として、少子化対策充実のため小児の対象年齢を12歳まで拡大し、保護者の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進しています。医療福祉費受給者の福祉の向上を図るため、広報紙などを活用した制度の周知を図り、受給対象者の把握と医療福祉費の適正支給に努める必要があります。

基本方針

少子高齢社会となり、社会保障の安定と機能強化が求められていることから、現行の制度の利用促進に努め、かつ、適正な事業運営を図るとともに、制度改革等について常に周知をし、新制度の円滑な移行に対応していきます。

施策体系



事業内容

1) 国民健康保険の運営

国民健康保険制度が大幅に改正される見込みであることから、周知に努め円滑な運営を図ります。

2) 高齢者医療制度の普及

現行の高齢者医療制度が廃止となり、新制度が創設されるため、周知に努めます。

3) 国民年金制度の普及

無年金者をださないために、国民年金制度の周知と相談体制の充実を図ります。

4) 医療福祉事業

家庭の経済的な負担軽減に向けて、県と連携した支援事業や一部単独事業の充実を図ります。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇国民健康保険の運営		
国民健康保険の運営	納付相談やレセプト点検の充実を図るとともに保険税の収納率向上の対策をとる	保険年金課
◇高齢者医療制度の普及		
高齢者医療制度の周知	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図るとともに、制度改正等新たな制度の周知に努める	保険年金課
◇国民年金制度の普及		
国民年金制度の普及	相談体制の充実や国民年金制度の周知を実施する	保険年金課
◇医療福祉事業		
経済支援の実施	妊産婦、小児、母子・父子家庭、重度心身障害者等、児童などに医療費の一部助成事業を実施する(所得制限あり)	保険年金課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
国民健康保険税収納率	87%	91%

主な関連計画

計画名	計画期間
鉾田市健康増進計画	平成25年度～平成29年度
鉾田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度
特定健康診査等実施計画書	平成20年度～平成24年度 平成25年度～平成29年度

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

* 疾病予防を目的とした特定健康診査や人間ドック、脳ドックの積極的な受診

1-4 心のかよった地域福祉の推進

現 状 と 課 題

- 経済状況が長期にわたり低迷している状況で、地域における相互扶助が弱まり、高齢者、障害のある方、児童など生活上の支援を必要とする市民は、年々増加しています。また、孤独死や引きこもり、児童虐待等の新たな社会問題も増加しており、福祉をとりまく状況は複雑化してきています。

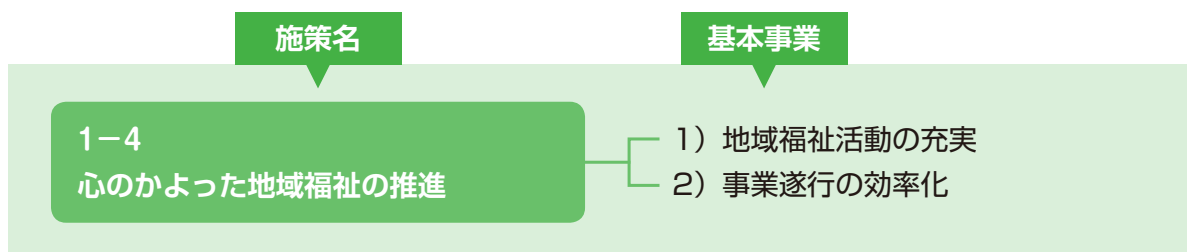
	人口	世帯数	高齢化率	出生率
平成20年度	50,632人	16,896世帯	25.6%	7.4%
平成22年度	50,161人	16,966世帯	26.4%	7.2%

- 少子高齢社会においては、暮らしやすい地域を自らの力で創っていく地域福祉の推進が最も重要となります。そのため、福祉意識の啓発とともに地域内の連帯意識をはぐくみ、市民がそれぞれの地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりに自ら取り組んでいくことが課題となっています。
- 平成20年3月に、銚田市地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進を目指してきましたが、公的サービスでの解決が以前難しい状況です。
- 市による各種福祉サービスや民生委員児童委員による見守り活動にも限界があり、住み慣れた「地域」で安心して生活していたため、市及び市民との共助の取り組みを進めていくことが必要です。

基 本 方 針

銚田市地域福祉計画の更なる周知に努め、市民・行政・事業者・社会福祉協議会等が、相互扶助の観点から課題を解決する取り組みを推進します。

施 策 体 系



事 業 内 容

1) 地域福祉活動の充実

銚田市地域福祉計画等により、地域福祉推進の中核となる銚田市社会福祉協議会との連携を深め、各種事業に取り組みます。

2) 事業遂行の効率化

計画の推進状況を適時チェックするとともに、福祉情報の提供を充実し、事業の効率化に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇地域福祉活動の充実		
福祉マンパワーの育成	ボランティアセンターの機能をもつ社会福祉協議会と連携し、各種ボランティアへの参加促進に努める	社会福祉課
地域福祉計画策定	銚田市地域福祉計画の更なる周知・推進に努める（平成25年度見直し）	社会福祉課
社会福祉協議会への支援	継続支援により、地域福祉推進に向けた更なる連携強化をはかる	社会福祉課
◇事業遂行の効率化		
情報提供の充実	効率的な福祉ニーズ対応をはかるため、更なる福祉情報の提供に努める	社会福祉課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
ボランティア登録者数	2,120人	2,500人

主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市地域福祉計画	平成21年度～平成25年度
銚田市健康増進計画	平成25年度～平成29年度
銚田市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）	平成22年度～平成26年度
銚田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
銚田市障がい者基本計画・障がい福祉計画	平成24年度～平成28年度

市民との役割分担 （市民にお願いしたいこと）

- * 一人暮らし高齢者や、障害のある方、子育てしている方等の見守り
- * ご近所との付き合いや地域の集会、ボランティア等への積極的な参加